

豊橋市岩西地区における土地区画整理事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年八月十一日

木俣佳丈

参議院議長 斎藤十朗殿

豊橋市岩西地区における土地区画整理事業に関する質問主意書

平成元年以来、豊橋市における国道一号拡幅工事計画と東三河環状道路計画を包括した岩西地区土地区画整理事業計画が立案されている。しかし、この計画全般に対して、本事業計画の対象地域内で一〇六九世帯中六〇一世帯に及ぶ地域住民が署名・捺印によって本事業計画に反対している事実が見られる。国道の拡幅は、本来ならば沿線住民に経済的な負担がなされないように計画されるべき性質のものと考えている。しかしながら、本事業計画では、減歩という手段によって国道一号の拡幅を図っている。そこで、以下のとおり質問する。

一、国道一号拡幅工事計画について

- 1 岩西地区における国道一号拡幅計画の意義、拡幅する根拠、予算計画について示されたい。
- 2 拡幅工事が同地区土地区画整理事業計画に組み込まれているが、その理由につき政府はどのように把握しているのか示されたい。
- 3 国道の拡幅計画と土地区画整理事業は、本来別の事業として行うべきと考えらるかどうか。
- 4 拡幅が道路行政上緊急不可欠な事柄であるのか否か示されたい。もし、緊急な事柄ならば、区画整理

事業計画に対する住民の反対運動が起き、早期着工が不可能な現況に鑑み、拡幅工事のみをまず行うべきと考えているか否か示されたい。

二、国道一号拡幅工事を含む岩西地区土地区画整理事業計画について

1 豊橋市から、政府に対し国道一号拡幅工事を含む岩西地区土地区画整理事業計画が提出されていると聞くが、事実か否か示されたい。もし、事実とすれば、本計画の規模、計画道路の状況、予算、着工時期を含む内容について示されたい。

2 国道一号拡幅工事を含む岩西地区土地区画整理事業計画が、地元住民の反対によって頓挫しているが、政府は当該事実を把握しているか。また、豊橋市から政府に対し頓挫しているとした報告書が出されているか否か明らかにされたい。もし、報告書が出されているなら、その内容を示されたい。

三、国道一号拡幅工事を含む岩西地区土地区画整理事業における都市計画決定について

1 (1) 昭和三十年に、同地区内の五〇・五ヘクタールが都市計画決定されたと聞いているが事実か。

もし、事実とすれば、計画決定までの経緯及びその内容について具体的に示されたい。また、この都市計画決定は、現在も法的に有効か政府の見解を示されたい。

(2) 都市計画は、区画整理事業の施行を前提として作成されることが多いと聞くが事実か。もし事実とすれば、昭和三十年以降四十四年間当該地区において区画整理事業が事業化されていないが、その理由について政府はどのように把握しているのか示されたい。また、今回の事業計画は、都市計画決定がなされていない地域も包括して進められているが、かような進め方に法的な問題はないのか示されたい。

2 昭和三十年に決定されたが、現在まで区画整理を含む事業化がなされていない都市計画決定を取り消すことはできないのか。できないとするならその法的な根拠を示されたい。

右質問する。